

企業防災だより

～ 歌舞伎町ビル火災から学ぶ**命**を守る行動 ～

1 火災の概要

～一夜で44人が犠牲に 歌舞伎町ビル火災～

2001年9月1日未明、東京都新宿区歌舞伎町において雑居ビル火災が発生し、44名が死亡、3名が負傷する重大な事故となった。本火災は戦後でも有数の大規模火災であり、現在も未解決事件である。

本火災は雑居ビル3階付近から出火し、階段を通じて上階へ急速に延焼した。多くの犠牲者は煙(一酸化炭素中毒)により死亡した。

【発生日時】

2001年(平成13年)9月1日 午前1時01分(覚知)

【出火建物】

地下2階地上5階建て 建築面積83㎡、延べ面積516㎡
耐火建築物(S造・一部RC造)複合用途
昭和59年(1984年)着工 ※階段は1つ

【火災原因等】

屋内階段に隣接する3階エレベーターホール付近から出火
(出火原因は放火と推定されるが未解明である。)

【火災被害】

死者44名 負傷者3名
焼損床面積160㎡(3階部分80㎡、4階部分80㎡)

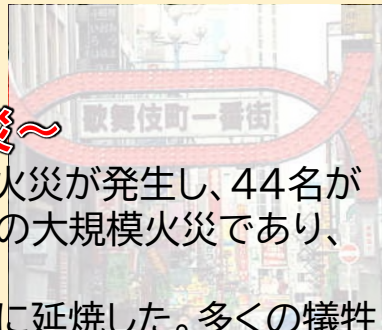
【建物における避難・防火上の問題点】

◆4階部分は「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー」の用途に該当する可能性が高く、本来ならば2以上の避難階段の設置等が必要だが、**当該建築物には屋内階段が1つのみで、二方向避難が確保されていなかった。**

◆避難経路である**屋内階段に可燃物が大量**に置かれていたため、**延焼拡大の要因となり、避難経路が断たれた。**

◆火災による火煙の流入を防止する防火戸が、有効に閉鎖しなかったため、**3階及び4階の店舗内に火煙が急激に流入し、被害が拡大した。**

◆3階・4階に設置された非常用の**進入口が屋外側から広告板で覆われており、救助活動上の支障**となった。

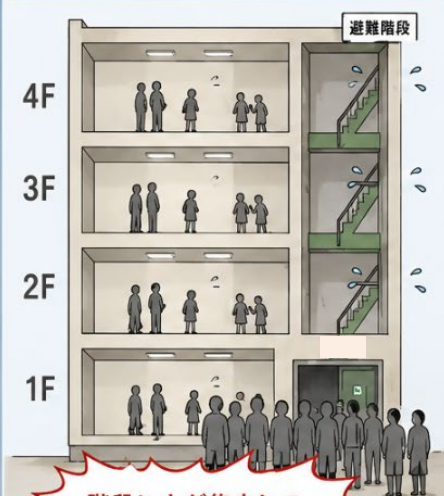


※総務省消防庁「新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた対応について」より引用

2 火災の被害が拡大する原因例

(1) 避難環境の問題

避難階段が1ヶ所のみ



⚠ 避難階段が1ヶ所しかなく、安全な避難が困難になる恐れがある!

通路や階段に物が放置され、避難の妨げ

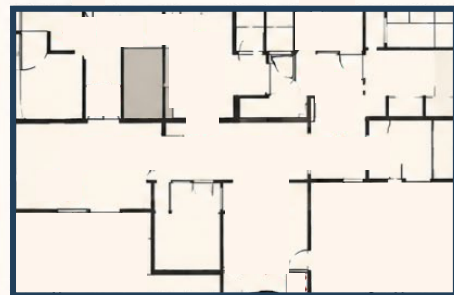


⚠ 通路や階段に物を放置すると、避難の妨げになり、危険!

避難経路が十分に確保されていない

経路上についたやパーティション

避難経路が細くて狭い



扉の前に物が置かれている

避難経路がわかりにくい

⚠ 避難経路が十分に確保されていないと、円滑な避難ができず、重大な危険につながる!

(2) 設備の維持・管理不足

火災報知設備の不備



⚠ 火災を早期に発見・通報できない!

消防法令違反が多数存在



⚠ 消防法令違反は火災・被害拡大の原因に!

避難器具や設備の活用、認識不足



⚠ 知識不足・訓練不足が命に関わる!

(3) 火災発見・初期対応の遅れ

自動火災報知設備のベルが停止されている



原因

- ・誤報が多い
- ・警報音がうるさい
- ・管理の意識が低い

火災の発見の遅れ、初期対応が適切でない

① 火災の発見が遅れた



煙に気づかない…

発見が遅れ
火災が拡大

② 初期消火が遅れた



使い方がわからない…

初期消火が遅れ
延焼が拡大

③ 119番通報が遅れた



誰に通報するか迷ってしまった…

通報が遅れ
到着が遅延

④ 避難誘導が不十分だった



誘導方法がわからない…

避難が遅れ
被害が拡大

(4) 防火管理体制の不備

※統括防火管理の場合

① 管理がバラバラで全体の安全が確保できていない



ビル全体をまとめた管理ができていない…

⚠️ テナントごとに管理がバラバラで、全体の安全が確保できない！

② 防火管理者が不足している

4F	未選任
3F	未選任
2F	未選任
1F	未選任
B1F	未選任
B2F	選任済

一部のフロアだけで手が回っていない…

⚠️ 防火管理者が一部のフロアのみで不十分！

③ 消防計画や訓練ができていない



消防計画 未作成・未届

自衛消防訓練 未実施

⚠️ 計画未作成・未届、訓練もできていない！

④ ルールや役割があいまい

避難経路が不明確



役割分担が不明確



防火意識が低い



⚠️ ルールや役割があいまいで、いざという時に動けない！

早期発見・初期対応が遅れると、被害が拡大！



初期消火訓練



119
通報訓練



避難訓練

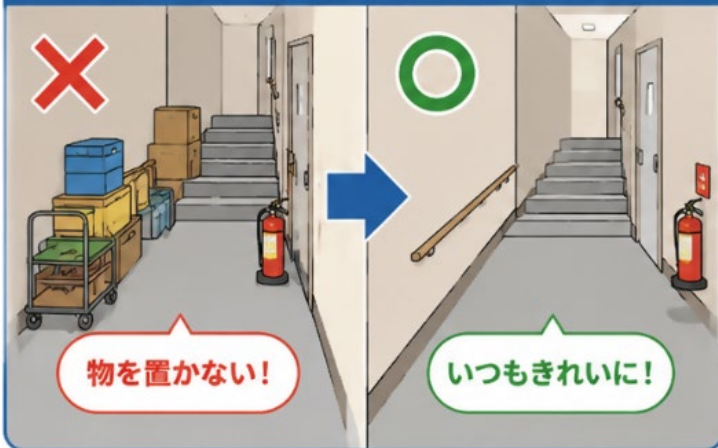
日頃の
訓練・点検が
命を守る！

※イラストについてはAIにより作成

3 教訓から学ぶ対策

※イラストについてはAIにより作成

(1) 通路・階段を常に整理



なぜ必要?

避難時に転倒や避難遅延が発生すると、多数の被害につながります。

具体的対策

- ☐ 廊下や階段に物品を放置しない
- ☐ ダンボールや在庫品を避難経路に置かない
- ☐ 消火器や屋内消火栓の前を塞がない
- ☐ 日常的な整理整頓を徹底する
- ☐ 定期巡回で危険箇所を確認する
- ☐ 避難通路の幅を確保する

(2) 避難経路の確保



なぜ必要?

安全に避難するためです。

具体的対策

- ☐ 避難階段を確保する
- ☐ 避難口・非常口を常時使用可能な状態にする
- ☐ 対象物の用途・規模に応じて誘導灯を設置する
- ☐ 必要に応じて避難経路図を掲示する
- ☐ テナントや利用者へ避難経路を周知する
- ☐ 非常時は開錠できるようにする（破壊錠等）

(3) 火災報知設備の設置・点検



なぜ必要?

火災の発見が遅れると、避難や初期消火が間に合わなくなります。

具体的対策

- ☐ 自動火災報知設備を適切に設置する
- ☐ 非常ベル・放送設備を適切に設置する
- ☐ 定期的な法定点検を実施する
- ☐ 点検結果の不良箇所は速やかに修理する
- ☐ 受信機を確認する体制を整える
- ☐ 従業員へ設備の取扱い教育を行う

※消防用設備等の設置義務は、建物の用途・規模・構造に応じて異なります。

(4) 防火管理と訓練の徹底



なぜ必要?

設備が整っていても、人が動けなければ被害を防げません。

具体的対策

- ☐ 防火管理者を選任する
- ☐ 消防計画を作成・届出する
- ☐ 自衛消防組織を整備する
- ☐ 消火・通報・避難訓練を定期的実施する
- ☐ 新入社員やテナントへの防火教育を行う
- ☐ 訓練後に反省会を実施し改善する

※防火管理者が必要となる対象物は、用途・収容人員によって異なります。